

第1回一宮町バリアフリー協議会議事録概要

1 日 時 平成21年2月17日(火) 9時30分～10時45分

2 場 所 一宮町保健センター3階多目的室

3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

4 配布資料

- ・第1回一宮町バリアフリー協議会 会議次第
- ・一宮町バリアフリー協議会委員名簿
- ・資料 一宮町のバリアフリー化についての経緯と協議会設置について
- ・資料 一宮町バリアフリー協議会設置要綱(案)
- ・資料 バリアフリーに関する法律について
- ・資料 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・一宮町市街地図
- ・バリアフリー新法の解説

5 議事の経過

一宮町長：

皆さん、おはようございます。本日は、一宮町バリアフリー協議会に、ご臨席賜り誠にありがとうございます。皆さん、ご承知のとおり日本の社会は大変な高齢化社会といわれておりますが、本町におきましても高齢化率現在26%と、4人に1人が65歳以上の高齢者でございます。国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、平成27年には3人に1人が65歳以上になり、さらに高齢化が進むこととなります。そういう状況を考えますと、高齢者などが安心して移動ができるような町づくりをしていくのが一宮町の大きな課題になります。昨年7月30日に、バリアフリーのまちづくり研究会可世木代表から、バリアフリー基本構想の策定とその推進について、町に要望書が出されました。まち中の国道の歩道は狭く、県道については歩道もない状態で、又一宮駅におきましては、階段の上り下りについて、高齢者の方や障害者の方が大変な不自由をしているという状況でございます。このバリアフリー協議会を通じまして、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して歩けるやさしいまちづくりを実現できるよう皆様のご協力をお願い致しまして、簡単ではござい

すが、挨拶と致します。本日はどうもご苦勞様でございました。

事務局長：

ありがとうございました。続きまして、委嘱書交付・委員紹介でございますが、委嘱書につきましては、本来、町長から皆様方に手渡しにより交付すべきところではございますけれど、時間の都合もございますので、あらかじめ配布させて頂きました。それをもって委嘱書交付とご了承頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。それでは今日、はじめての会議ということでございますので、皆様方それぞれご紹介を申し上げたいと思っております。大変恐縮に存じますが、各委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと思っております。自己紹介という形で大変恐縮でございますけれど、それぞれ皆様方ご紹介頂ければと思っております。よろしくお願い致します。

．．．．順次自己紹介．．．．

事務局長：

それでは、紹介も終わりましたので、議題に入りさせて頂きたいと思っております。議事につきましては、議長により進行するところでございますけれど、今日は初会合ということで、今時点ではまだ会長を始め役員さん方、決まっております。この後会長が決まるまで、大変恐縮ではございますけれど、私の方で進行役をさせて頂きたいと思っております。ご了承お願い致します。それでは、座ったままで失礼させて頂きます。それでは、議題の1番、一宮町のバリアフリー化についての経緯と協議会設置について議題と致します。事務局お願い致します。

事務局：

一宮町のバリアフリー化についての経緯と協議会設置について説明【資料1】

事務局長：

説明が終わりましたが、この協議会の設立の経過ということで、説明させて頂きましたが、この件について何かありますでしょうか。それでは、また質問の機会もあるでしょうから、先に進めさせて頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、引き続き2点目の一宮町バリアフリー協議会設置要綱についての説明を申し上げます。

事務局：

一宮町バリアフリー協議会設置要綱について説明【資料2】

事務局長：

説明が終わりました。この設置要綱につきまして、ご協議頂きたいと思います。何かご質問、意見等ございますか。何かご発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そでれば、一宮町バリアフリー協議会設置要綱について採決させて頂きたいと思いますが、要綱（案）のとおり制定させて頂くことで、ご異議ございませんでしょうか。

一同：

（異議なし）

事務局長：

ありがとうございます。異議なしとお声でございますので、この要綱について、可決させて頂くということをお願いしたいと思います。それでは、次に移りますが、ただいま可決頂きました要綱4条に会長及び副会長がうたっているわけでございますけれど、この役員を選出をお願いしたいと思います。事務局説明願います。

事務局：

資料2の協議会設置要綱でございます。協議会に会長及び副会長を置く。会長は、委員の互選により選任する。会長は、協議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長が指名する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。とあります。まず、会長を委員の互選により選任して頂きたいと思います。よろしく願います。

事務局長：

説明が終わりました。先ほど、資料の確認の中で協議会委員名簿を確認して頂いたと思いますが、参考に委員さんを改めてご覧頂きたいと思います。尚、先程の紹介の中で、老人クラブの田中千鶴さんが欠席されているということを、この場でご紹介させて頂きたいと思います。それでは、会長の選任ですが、いかが致しましょうか。

黒川委員：

今までの、バリアフリーまちづくり研究会の代表として、町に要望書を提出し

たり、高齢者の方々と一緒に町内を歩いて予備調査したり、これまで中心的な役割を果たしてきました可世木さんに会長をお願いしたいなと思いたいがいかがでしょうか。

事務局長：

ただいま可世木さんに会長をとというご意見がございましたが、そのご意見でよろしいでしょうか。

一同：

(意義なし)

事務局長：

ただいまの拍手で会長には可世木さんということによろしく申し上げます。これ以降の進行につきましては、要綱第5条に基づきまして、会長が議長を担うという要綱になっていますので、私のこれまでの職については、解かさせて頂きます。それでは可世木さん、議長席をお願い致します。

可世木会長：

それでは座らせて頂きます。

僭越ですが、協議会の会長を務めさせて頂きます。よろしくお願い致します。皆様方のご協力を得ながら進めて参りたいと思います。それでは、先ほどの副会長の選出ということで説明ございましたが、要綱第4条第4項に準じて、森川委員を推薦したいと思います。よろしくお願い致します。

一同：

(意義なし)

可世木会長：

では、森川委員、お願い致します。続きまして、バリアフリーに関する法律につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：

バリアフリーに関する法律について説明【資料3、4】

バリアフリー新法解説について説明【パンフレット】

可世木会長：

なにかご質問ございますか。非常に難しいことばかりで、分からないことが多いと思いますけど。実は国の法律は、一宮町の実情では実現不可能なことが非常に多くあります。ですから、協議会ではバリアフリー新法でやるかどうかという前の段階で考えていきたいと思います。バリアフリー新法に基づかなくても、色々やり方はあると思いますし。今後、我々の意見を積み重ねていった中で決めていきたいと考えております。

何かご意見ございますか。事務局何かございますか。

事務局：

実は、委員の皆様にご相談がございます。先程、皆様にご承認頂き制定された要綱の第7条でございます。委員等は会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。とございますけど、委員の皆様にご相談ございます。もし、皆様にご承認いただければ、町の財政も厳しいおり、報酬費、費用弁償ともなしとさせていただきご相談をさせて頂きたいと思っております。よろしくご審議お願い致します。

可世木会長：

ご意見ございますか。

今回、住民の方もたくさんいらっしゃいますので、報酬や費用弁償がないほうが意見が言いやすいのではないかと思います。それでは、報酬と費用弁償についてはなしということによろしいですか。

一同：

(意義なし)

可世木会長：

それでは報酬と費用弁償についてはなしということで決定しました。その他にありますか。

加藤委員：

資料1の中ほどにあるバリアフリーの道路基準を見ますと、商工会代表と見ましたときに、歩道幅は最低1.5mと書いてあります。これから色々な考えが出てくると思いますけど、店舗を下げるというのは現実問題、非常に厳しいと思うんですね。一番気になるところです。もう1つは、現状の歩道の真ん中に電柱がいくつかありますけれど、それが移動すればかなり歩きやすいと思うん

ですよね。その点をちょっと思っています。

可世木会長：

歩道を1.5mというのはバリアフリー新法の中での話で、私どもが行いますのは新法の前の段階でやりますので。

加藤委員：

それは理解しているんですが、念のためです。

一宮町長：

加藤委員がおっしゃいましたけど、確かにそのとおりだと思います。バリアフリー新法は新しくできる街とか新しくできる建物に適応させて行われているのが一般的でございまして、既存の街の道路幅を広げたり、商店街をバックさせることはなかなか難しいとは思いますが、さきほど議長さんから話のありましたように、加藤さんからもでましたが歩道の真ん中に電柱とか、出来るところからやっていって、少しでも住みやすい町づくりにつなげていければと思います。

可世木会長：

他にご意見ございますか。

伊藤委員：

このバリアフリー新法というのは、予算の裏づけがまったくないんですよね。国の予算とか。

可世木会長：

新法については、あるにはあるんですよ。例えばですね、道路の場合、国道の場合は道路管理者、県道の場合も道路管理者、そうしますと、国道も県道も道路管理者というのは県なんですね。新法のとおりですと、これは県が負担します。町の負担ではないです。そういう良い点はあるんですが、先程言いましたように色んな問題はあります。

伊藤委員：

ありがとうございました。

可世木会長：

他に何かありますか。

保田委員：

先程議長がおっしゃられましたとおり、法律というものの前に、やっぱり個々の心、志、そういったものが大事だと私は痛感しています。私が退院して帰ってきました、歩けない時は、皆さん遠くから、何か怖いものでも見るような顔して、遠くからこうやっているんですね。それよりも、側に来て何か手伝える事あるって言うてくれないのかなと思いました。これが心のバリアフリーだと思う。いくら予算があっても、一宮町全部を良い所にはできないのですから。良い所は歩けるけど、一步、歩いたら、歩けなくなりましたじゃ、とても障害者が歩けませんから。私は思っています。ここの町の小学生・中学生が皆おはようと言いながら学校に行くんですね。それが私は外から引越ししてきましたけど、とても新鮮に感じました。今、子ども達が知らない人に声をかけると危ないとか言いますが、私はこの挨拶はすばらしいことだと思っているんです。それをもう一步広げて、皆さん、全員が、大人も子供も、障害持っている人を見たり、困っている人を見たりしたら、気軽に何かやってあげられますか、今日は時間があるので、少しだけでしたら手助けできますよという一言が言えるように、幼稚園から教育に取り組んで頂きたいというのが、私が一番言いたいことです。これがあって始めて法律や建設などの話になる。基本的な精神を一番分かって頂きたい。

可世木会長：

この協議会は先程から出ていますように、法律から下ろすようなものではなくて、ここの協議会の皆さん方と話し合っ、積み重ねていってそれでどうするかということを考えていきたいと思ひます。他に何かござひますか。それでは、長時間ありがとうござひました。今後の流れを皆様にお話ししたいと思ひます。まず、高齢者・障害者に対する共通認識というのを、委員皆さん方に持って頂きたい。これを持たないで進めていきますと、現実にそぐわないものになってしまう恐れがあります。私どもで、ある公園を調査したんですが、障害者の方が水飲み場で手すりを使えるように設置してあるんですが、実際に障害者の方が使用してみると、手すりが邪魔になり水を飲むことができないんです。これは、健康な方が考えたものでして、高齢者・障害者の方が考えたものではないんですね。我々は高齢者や障害者に対し、共通意識を持たなければならないと思ひます。そしてその上でこれから高齢化社会になっていった場合、どのような社会になっていくのかということも考えていきたい。今後は施設だけでなく、家庭でも問題になってくるでしょう。そういったことを考えながら、バリアフリーというものを考えていきたいと思ひます。次回は、高齢者・障害者への認識の共有化を図りながら、進めたいと思ひます。私どもが配布した資料をご覧

いただきたいと思います。この中には、高齢者へのアンケートなどがあります。

事務局：

よろしいでしょうか。お手元の資料ですが、これはバリアフリーまちづくり研究会、可世木さん、黒川さんの会の中で、町に昨年提出された要望書の中にまとめてきていただいた資料でございます。研究会から町に提出された書類でございますので、ご了承お願い致します。

可世木会長：

この資料も参考にして進めていきたいと思います。先程もでていましたが、重点整備地区ですね。これを決めていきたい。私どもで以前調査した時の写真などを見て頂いて、それから町を一緒に歩いていきたいと思います。その後の長期的なことにつきましては、次回にご説明していきたいと思います。それでは、長時間ありがとうございました。

事務局長：

予定されました今日の会議の案件、すべて終了致しました。ありがとうございました。なお、お断りしておきたいと思いますが、今日の会議の内容については、住民公表という観点の中から、広報やホームページでお知らせしたいと思いますので、ご了解お願いしたいと思います。先程、お話ありましたが、資料の「一宮町移動円滑化基本構想」の冊子については、あくまで研究会から町に提出されたものであり、町としての完成したものではないということをご了解願います。大変、長時間ご苦勞様でございました。次回は4月以降になると思いますけれど、今度は会長名で皆様方に招集案内をさせていただきたいと思っておりますけれど、よろしくお願い致します。本日は長時間ありがとうございました。